

## 地方分権改革有識者会議 運営要領（案）

地方分権改革有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議は、報道陣に公開するものとする。ただし、座長が特に必要と認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないものとするができる。
2. 会議の議事録を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事録の全部又は一部を公表しないものとすることができる。